

# 湯河原町景観計画

平成19年3月

湯河原町

## はじめに

湯河原町は、神奈川県西端、北は箱根に接し、南は熱海をはじめとする伊豆半島への玄関口に位置し、豊かな海と川と山などの自然を背景に、古くから湯治場として、明治以降は、文人墨客の静養地として栄えてきました。

この多彩な資源を活かして、町では「町立湯河原美術館」や足湯「独歩の湯」の開設など、自然と歴史、文学を基調とするまちづくりを進めています。また、町の基本的な方向を定める「ゆがわら 2001 プラン」では「四季彩のまち・さがみの小京都 湯河原」をまちの将来像とし、「美しい都市景観の形成」、「スローフード・スローライフ」への取組みなど、具体的な施策を実施しています。

美しいまち湯河原町の具体化に向けて、平成 11 年 3 月に「湯河原町都市景観形成基本計画」を策定し、平成 17 年 9 月には景観法に基づく景観行政団体としての手続きを済ませ、平成 18 年度からは「景観計画」の策定、「景観条例」の制定に取り組んでいます。

本計画においては、県や周辺地域の景観関連の動向を見据えながら、相乗的な効果が得られるよう関連する計画と整合・調整を図り、町の多彩な資源を最大限活かし、「景観法」に基づく計画を策定します。湯河原町全域を景観計画区域とし、良好な景観の形成に関する方針や景観の骨格などを定め、各地区の特性に応じた具体的な規制・誘導などを行います。

## 目次

1 景観計画策定の考え方	
(1) 景観計画とは	1
(2) 湯河原町における景観計画の役割	1
2 現況の把握及び課題	
(1) 現況の把握	2
(2) 課題のとりまとめ	13
3 景観計画の区域	
(1) 景観計画の区域概要	14
(2) 景観まちづくり推進地区	14
4 良好な景観の形成に関する方針	
(1) 目標の設定と基本方針	15
(2) 地域の個性を活かした景観形成方針	19
5 行為の制限に関する事項	
(1)-1 市街地を除く町全域	30
(1)-2 市街地	32
(2) 景観まちづくり推進地区	34
6 景観重要公共施設に関する方針	37
7 景観重要建造物等の方針	37
8 良好な景観づくりに向けて	
(1) 地区から始める「景観づくり」	38
(2) 実現へ向けた仕組みづくり	38
(3) 情報活動の活性化	38